

平成 19 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

当年度の決算概要について申し上げます。

医療費の動向は、一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養給付費が大幅に増加しました。一般及び退職の 1 件当たりの日数は、入院・入院外とも減少しておりますが、1 件当たりの費用額並びに 1 人当たりの費用額において、入院が著しく増加しております。

当年度は診療報酬改定がなく、医療技術の高度化の影響が医療費の伸びにそのまま反映されたものと分析しております。

平成 18 年 6 月に健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、医療制度改革の取組みに対応するため、当年度は国保事業が円滑に遂行できるよう、事前準備に追われる日々でありました。

また、平成 20 年 4 月から「後期高齢者医療制度」が施行されるのに伴い、新たに国民健康保険税の賦課区分に後期高齢者支援金分が追加され、医療給付費分の保険税率改正と後期高齢者支援金分の保険税率を設定するため、国民健康保険運営協議会を 4 回開催し、当局が示した保険税率に理解を求めました。

当年度は、後期高齢者医療制度に係る国民健康保険システム改修、また、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、平成 20 年 4 月から医療保険者に特定健診・特定保健指導が義務づけられ、国の基本方針に基づいた「特定健康診査等実施計画」の策定、糖尿病等の生活習慣病の予防に着目した特定健診等の実施に向け、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を図る目的で「国保ヘルスアップ事業」に取り組みました。

これらの経費については、国の特別調整交付金並びに一般会計からの職員給与費等繰入金を充当しました。

保険給付費の増加に対しては退職に係る療養給付費等交付金が大幅に増加したこと、また、前年度繰越金が 125,231,024 円あり、財政収支が安定的に推移し、当年度において 17,098,435 円を基金に積立て、国保財政の基盤強化に努めました。当年度末の国保財政調整基金残高は 17,369,680 円となりました。

歳入歳出差引額 77,731,779 円を翌年度に繰越いたします。

なお、繰越額には、医療費精算分として 20 年度で返還する額 40,368,736 円を含んでおります。

8 ページの歳出から説明いたします。

款 1 総務費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費は、国保事業の運営に要する経常的な経費であります。

医療制度改革に伴い、国保システム改修委託料 27,300,000 円などを支出しております。

項 2 徴税費 目 1 賦課徴収費は、国保税の賦課徴収事務に要する経常的な経費であります。総務費の内、目 2 連合会負担金の支出済額並びに医療制度改革に伴う国保システム改修経費に係る国庫補助を除いた額 60,275,180 円を職員給与等繰入金として一般会計から繰入れております。

9 ページをお願いいたします。

款 2 保険給付費 項 1 療養諸費 目 1 一般被保険者療養給付費は 8 億 4,223 万 6,794 円で、前年度より保険者負担分は 4,241 万 5,762 円増加しております。

1 件当たりの費用額は、入院・入院外とも増加し、入院は 1 件当たり 411,803 円であります。また、1 人当たりの費用額は、入院・入院外とも増加し、入院は 1 人当たり 78,176 円、入院外は 83,472 円であります。

目 2 退職被保険者等療養給付費は 7 億 7,581 万 2,097 円で、前年度より保険者負担分は 1 億 1,361 万 909 円増加しております。

1 件当たりの費用額は、入院は増加し、入院は 1 件当たり 483,330 円であります。また、1 人当たりの費用額は、入院・入院外とも増加し、入院は 1 人当たり 114,595 円、入院外は 148,998 円であります。

項 2 高額療養費 目 1 一般被保険者高額療養費は 8,606 万 7,206 円で、前年度より件数は 76 件増加、保険者負担分は 374 万 6,948 円減少しております。

10 ページをお願いいたします。

目 2 退職被保険者等高額療養費は 5,870 万 5,024 円で、前年度より件数は 179 件増加、保険者負担分は 717 万 9,693 円増加しております。

出産育児一時金並びに葬祭費の件数は、ともに前年度より減少しております。

款 3 老人保健拠出金 目 1 老人保健医療費拠出金は、本年度概算医療費拠出金額 3 億 9,048 万 170 円に前々年度の精算額と調整金額を加算した額 4 億 1,294 万 696 円を拠出してしております。老人保健医療対象者の減少等により、拠出金額は前年度より 2,676 万 9,849 円減少しております。

11 ページをお願いいたします。

款 4 介護給付金は、第 2 号被保険者 1 人当たりの負担額 4 万 9,476 円に第 2 号被保険者数 3,238 人を乗じた額 1 億 6,020 万 3,288 円に前々年度の精算額と調整金額を加算した額 1 億 6,145 万 3,390 円を納付しております。

第 2 号被保険者 1 人当たりの負担額は増加しておりますが、前々年度の精算による不足額が少額であったため、納付金額は前年度より 851 万 5,352 円減少

しております。

款5 共同事業拠出金 目1 高額医療費拠出金は、一般被保険者の医療費に係る拠出対象額の合計額に、前々年度及びその直前の2ヵ年度の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額を基に算出した兵庫県下に占める太子町の拠出率を乗じて得た額 2,962 万 1,341 円であります。高額医療費共同事業の対象医療費はレセプト1件 80 万円を超えるものが対象で、拠出金の額は前年度より 441 万 1,356 円減少しております。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金は、高額医療費拠出金と同様に算出し、医療費按分と被保険者数按分により、それぞれの太子町の拠出率を乗じて得た額 2 億 1,597 万 9,224 円であります。拠出金の額は前年度より 1 億 855 万 8,258 円増加しております。

保険財政共同安定化事業の対象となるものは、レセプト1件当たり 30 万円を超える医療費であります。

款6 保健事業費 目1 保健衛生普及費は、被保険者の健康の増進を図る目的で支出する経費などで、平成 20 年度から特定健診・特定保健指導が始まるのにあたり、国の特定健診等基本方針に基づいた「特定健康診査等実施計画」を策定し、被保険者の生活習慣病の一次予防を位置づけた事業として、個々の被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防を図る目的で「国保ペルスアップ事業」に取り組みました。当年度の保健事業費の総額は 1,651 万 2,836 円で、前年度より 1,433 万 6,370 円増加しております。

12 ページをお願いいたします。

款7 基金積立金は、先ほど申しましたように、前年度繰越金により財政収支が安定し、国保財政の基盤を強化するため、1,709 万 8,435 円を積立てました。

款9 諸支出金 項1 償還金及び還付加算金 目3 償還金は、平成 18 年度の医療費の精算により、一般被保険者に係る療養給付費負担金 972 万 7,709 円と退職被保険者等に係る療養給付費等交付金 978 万 3,796 円をそれぞれ返還しております。

続いて、歳入について説明いたします。

3 ページをお願いいたします。

款1 国民健康保険税は前年度より僅かながら増加し、総額は 8 億 4,408 万 6,563 円であります。

医療給付費分の現年課税分は、一般は減少しましたが、退職は増加しております。

介護納付金分の現年課税分は、一般・退職とも減少しております。

一般の医療分と介護分を合わせた現年課税分は 5 億 617 万 9,411 円で、前年度より 1,499 万 3,559 円減少しております。また、退職の医療分と介護分を合わせた現年課税分は 2 億 9,001 万 2,574 円で、前年度より 1,452 万 9,133 円増加しております。保険税の増減の要因は、被保険者数の増減によるものであります。

4 ページをお願いいたします。

款 3 国庫支出金 項 1 国庫負担金 目 1 療養給付費等負担金の現年度分は 4 億 4,839 万 9,148 円で、前年度より 830 万 7,333 円減少しております。減少の要因は、老人保健医療費拠出金並びに介護納付金が減少したことによるものであります。

項 2 国庫補助金 目 1 財政調整交付金は 1 億 5,026 万 8,000 円で、前年度より 710 万 4,000 円増加しております。交付率は前年同様の 9% で、普通調整交付金は減少しておりますが、特別調整交付金は大幅に増加しております。

特別調整交付金は、保健事業、徴収・医療改正、国保システム改修経費などに対して交付されております。

目 2 後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金 250 万円は、保険税徴収システム開発及び医療制度改革に伴う保険者システム改修事業に対するものであります。

目 3 高齢者医療制度円滑導入事業費補助金 55 万 8,389 円は、市町村保険者システム改修並びに高齢受給者証再交付事業に対するものであります。

款 4 療養給付費等交付金は退職被保険者等の保険給付に対して交付されるもので、7 億 4,186 万 9,000 円であります。前年度より 1 億 782 万 3,575 円増加しております。増加の要因は、療養給付費等が大幅に増加したためであります。

款 5 県支出金は 1 億 1,469 万 7,418 円で、前年度より 100 万 7,597 円増加しております。

5 ページをお願いいたします。

項 2 県補助金 目 2 財政調整交付金は 1 億 223 万 1,000 円で、前年度より 322 万 7,000 円増加しております。

普通調整交付金は 7,431 万 6,000 円で、前年度より 365 万 9,000 円減少しましたが、特別調整交付金は 2,791 万 5,000 円で、前年度より 688 万 6,000 円増加しました。特別調整交付金の内容は、住民の健康の増進を図る事業として 1,892 万 7,000 円、療養の給付等に要する費用の適正化を図る事業として 317 万 7,000 円、その他の国民健康保険事業の運営の安定化に資する特別の事業として 341 万 1,000 円、国民健康保険の財政に影響を与える特別の事情として 240 万円が交付されております。

款 6 共同事業交付金 目 1 高額医療費共同事業交付金は、レセプト 1 件当たり交付基準額 80 万円を超える高額医療を対象として、高額医療費共同事業の実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

高額医療費共同事業交付金は 2,727 万 1,371 円で、前年度より 830 万 5,283 円減少しております。

目 2 保険財政共同安定化事業交付金は、レセプト 1 件当たりの交付基準額 30 万円を超える医療を対象として、保険財政共同安定化事業の実施主体である国保連合会から交付されるものであります。

この事業は、県内の国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図る目的で、平成 18 年 10 月に創設され、当年度の保険財政共同安定化事業交付金は 2 億 552 万 2,695 円で、前年度より 1 億 119 万 3,197 円増加しております。

款 8 繰入金は 1 億 6,385 万 1,395 円で、前年度より 2,959 万 5,851 円減少しております。

当年度は、制度的な繰入れのみで、財政支援を目的とした任意的な繰入れは行っておりません。

款 9 繰越金 目 1 療養給付費等交付金繰越金は退職被保険者等に係る医療費精算により、19 年度で返還する額 978 万 3,796 円であります。

目 2 その他繰越金 1 億 1,544 万 7,228 円は、前年度繰越金から療養給付費等交付金繰越金を除いた額で、前年度より 8,321 万 645 円増加しております。

歳入総額 28 億 3,751 万 2,526 円に対し、歳出総額は 27 億 5,978 万 747 円で、歳入歳出差引額 7,773 万 1,779 円を翌年度に繰越しいたします。

国民健康保険事業が将来にわたり安定的に運営できるよう、医療費水準に適合した保険税の賦課並びに保険税の収納率向上等に取り組む、国保財政の基盤強化に努めながら、被保険者の健康増進を図るための保健事業に取り組んでまいります。